

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

本会は、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他一般財団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制等（以下、内部統制システムという。）の整備について以下のとおり決定している。

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（体制）

- ・ 本会の内部統制システムを確立し、実施し、維持し、継続的に改善するための指針として『内部統制マニュアル』を作成する。
- ・ 本会のすべての役職員（グループ各社の役職員等を含む）が職務の執行に際し遵守しなければならない基本原則を掲げた『コンプライアンス・マニュアル』を作成し、その浸透に努める。
- ・ 会長を長とする内部統制委員会を設置し、内部統制システムを適正に運用するものとする。

（運用状況の概要）

- ・ 当事業年度においては、『内部統制マニュアル』の規定に基づく内部統制委員会を2回開催し、常勤監事の出席のもとで、コンプライアンス体制及びリスク管理の活動方針について審議し、決定した。
- ・ コンプライアンス推進体制として、コンプライアンス委員会が設置されているほか、職員等からの報告もしくは相談を受け付ける相談窓口が本会内部及び外部に設置されており、適切に運用されている。
- ・ コンプライアンス体制の強化策として、コンプライアンス総括責任者等を対象とする事案についても公平性・透明性をもって対応するために、外部人材による調査委員会を設置する規定を『コンプライアンス・マニュアル』に加えた。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（体制）

- ・ 本会が所有する情報資産の管理強化を目的とする『情報セキュリティ方針』に基づき、本会職員の情報リテラシーとセキュリティ意識を高める取り組みを継続的に講じる。

（運用状況の概要）

- ・ 理事会その他重要な会議の議事録は開催ごとに作成され、それぞれの関連会規に従い適切に管理されており、理事、監事及び権限を付与された職員は、これらの記録を随時閲覧できる体制をとっている。
- ・ 本会が所有する機密情報等が、不正競争防止法上の営業秘密として保護されるための要件を満たすことを目的とし、文書取扱いの強化を継続的に行っている。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(体制)

- ・ 内部統制システムを機能させるにあたり、本会の経営に重大な影響があると予測できるリスク要因に十分配慮するものとする。
- ・ 『リスク管理規則』を制定した上で、全協会的に適用し、広範な業務におけるリスク管理を実施する。

(運用状況の概要)

- ・ 本会の経営に重大な影響があるものとして特定した 7 大リスク要因については、『リスク管理規則』に基づくリスクアセスメントを実施し、残留リスクは許容可能なレベルであることが確認され、内部統制委員会にて承認されている。
- ・ 当事業年度においては、『リスク管理規則』を全協会的に適用し、品質マネジメントシステムとの整合を図りながら、より広範な業務におけるリスク管理体制を整備・運用している。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(体制)

- ・ 上位組織における権限及び責任の明確化を図り、理事の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- ・ 理事の監督機能と業務執行機能を明確にするため、執行役員制度を導入する。本会の目的である事業（業務）を執行する理事等を執行役員とし、理事会の決議により選任するものとする。

(運用状況の概要)

- ・ 理事の職務の執行にあたっては、会議体への付議事項を定めた各規定に基づき、理事会、常勤役員会及び執行役員会といった組織横断的な各種会議体に適切に付議し、総合的に検討したうえで意思決定を行っている。
- ・ 代表理事及び執行役員は、理事会にて承認された職務区分及び関連会規に基づき、代表理事の指揮の下、分担して職務を執行している。

5. 監事とその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する事項及び当該使用人の理事からの独立性に関する事項、並びに監事の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

6. 理事及び使用人が監事に報告をするための体制、その他の監事への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、並びにその他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

7. 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

2018 年度事業報告 別紙

(体制)

- ・ 上記 5. から 7. に掲げる事項を含む内部統制システムに関する基本方針を策定する。

(運用状況の概要)

- ・ 『内部統制マニュアル』により、監事は経営者から独立した立場において内部統制システムの整備及び運用状況の監督を行い、必要に応じてその職務を補助すべき職員等を監査委員として任命できることが規定されている。
- ・ また、監査委員の人事評価、異動及び懲戒の決定は、監事の同意を得るものとすることが規定されている。
- ・ コンプライアンス委員等指名の件を一部改正し（2018 年達第 4 号）、常勤監事は、コンプライアンス委員会にオブザーバーとして参加するものとした。
- ・ 監事は、理事会及び評議員会に出席するほか、代表理事をはじめとする執行役員、会計監査人及びグループ会社の代表取締役等と円滑なコミュニケーションを行える体制が整備されており、積極的に情報交換を実施する状況が確保されている。
- ・ 監事の職務の執行に必要な費用については、監査計画に基づき予算措置するとともに、本会の経理手続きの中で適正に支払われている。

8. 本会及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(体制)

- ・ 本会は、グループ全体を通して適正に業務を執行できる体制を構築する。
- ・ 『コンプライアンス・マニュアル』を本会グループ会社にも適用するとともに、各社における社内規程の整備を図る。

(運用状況の概要)

- ・ グループ会社に対しては『関係会社管理に関する規則』に基づき、適正な企業経営の推進支援を図るとともに、必要に応じて、本会の関係部所が効率的な事業運営をサポートする体制をとっている。
- ・ グループ会社に対するコンプライアンスに関する諸施策は継続的に実施している。また、監事からグループ会社へのアクセスが可能となる体制が整備されており、監事監査により、その実施状況が確認される状況が確保されている。

以 上